

当別町移住支援金



東京圏から当別町へ移住し、一定の要件を満たす方へ支援金を交付します。

支援金額

単身の場合：60万円

世帯の場合：100万円

18歳未満の子どもを帯同する場合

：子ども一人あたり100万円を加算

※夫婦と子ども（12歳、10歳、8歳）の場合

世帯（100万円）＋子ども加算（300万円）＝400万円

対象要件（全員が対象）

- 移住する直近10年のうち5年以上、東京23区に在住または通勤していること。
- 移住する直前に、1年以上、東京23区に在住または通勤していたこと。

対象要件（下記要件のいずれか1つに該当すること）

- 就業
北海道が運営するマッチングサイトに掲載している法人へ新規就業した
- 専門人材
国のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用した
- 起業
北海道の企業支援事業「地域課題解決型起業支援金」の交付決定を受けた
- テレワーク
東京23区での仕事を継続して行う（週20時間以上テレワークを実施）
- 関係人口
当別町が定める関係人口要件を満たす（詳細は以下に記載）

当別町の関係人口要件

次の①及び②の要件の両方に該当すること

①世帯要件として以下のいずれに当てはまること

- 【1】世帯すべての者が申請時に50歳未満であること。
- 【2】申請時において中学生以下の子どもを扶養し、同居していること

②関係要件として以下のいずれかに当てはまること

- 【1】当別町が求める業種に就労すること
- 【2】町内の学校を卒業していること
- 【3】3親等以内の親族が町内に居住していること
- 【4】当別町若しくは地域づくり団体が関わる地域づくり活動等に継続的に参加していること

（※）さっぽろ連携中枢都市圏

支援金額

単身の場合：60万円

世帯の場合：100万円

18歳未満の子どもを帯同する場合

：子ども一人あたり100万円を加算

算出例 ※夫婦と子ども（12歳、10歳、8歳）の場合

世帯（100万円）＋子ども加算（300万円）＝400万円

お問い合わせ先

当別町役場 企画部セールス戦略課ふるさとプロモーション係

TEL：0133-23-3042

Mail：iju@town.tobetsu.hokkaido.jp



